サマースクール運営事業者公募に係る質問への回答

	質　問　内　容
1	サマースクール運営事業者公募要領の「２事業の概要」の「（３）対象児童」の「保護者が就労等で不在となる」文言が追加されましたが、令和９年４月１日以降に、仕事を辞めてしまった等の連絡が、サマースクール運営事業者にあった場合の対応について、藤沢市のご見解をお聞かせください。

	回　答　内　容
1	ご質問のとおり、サマースクール事業といたしましては、保護者の就労支援の側面もございますので、「保護者が就労等で不在となる」という文言を追加させていただきました。 　基本的には保護者が就労等で不在とするご家庭にご参加いただくこととさせていただいておりますので、事業へのご理解をいただきたく存じます。